

高第1200号
令和3年2月4日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

}様

岐阜県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態対策」の期間延長について

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長され、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において「緊急事態対策」（令和3年2月4日改定）が示されたところです。

については、県内の介護サービス事業所等におかれましては、先の「緊急事態対策」（令和3年1月14日）に引続き、感染拡大防止の徹底をお願いします。

なお、福祉施設における対策としまして、各施設の感染対策担当者である「ぎふコロナガード」におかれては、「日常生活での予防策の徹底」、「施設の感染防止体制（職員研修の実施など）」、「持ち込まない対策（職員、利用者、委託業者への水際対策）」、「施設内の対策（利用者の体調管理、食事場所対策等）」について下記事項により重点的にチェックをいただきますようお願いします。

また、緊急事態宣言後の介護サービス事業所等の対応につきましては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが求められておりますので、サービスの継続等に当たっては、別添「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」（令和3年1月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）等により、引続き対応いただきますようお願いします。

記

1 職員、利用者等の感染防止対策について

- ・職員及び利用者におかれては、改めて日常生活での感染予防策（マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保等）の徹底とともに、感染リスクを避ける行動（リスクを伴う飲食の自粛、不要不急の外出自粛、県をまたぐ不要不急の移動自粛）を徹底してください。
- ・職員の方は、体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。
- ・県が配信する感染防止対策に関する動画等を用いて施設内研修を開催し、職員の方々が感染防止に関して正しい知識を習得いただくよう改めて確認をお願いします。

- ・利用者の方にも、日常生活での感染予防策の徹底と体調不良時の対応の徹底について改めてご理解とご協力いただきますよう周知をお願いします。
- ・施設内感染の原因として、職員・利用者のご家族様の感染を起因として職員等が感染され、施設内に感染が持ち込まれるといった事例が多数生じております。そのため、ご家族様にも施設の感染防止対策の徹底へのご理解とご協力をいただきますよう周知をお願いします。

2 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックの徹底により、水際作戦の一層の強化、徹底をお願いします。
- ・施設内の標準予防策（マスクの常用、手指消毒の強化等）の再確認、強化・徹底をお願いします。
- ・入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、マスクに加えフェイスシールド等の個人防護具を使用して対応するようお願いします。
- ・食事の場所や更衣室（ロッカー室）については、他の職員等と一定の距離を保つなど感染リスクを徹底して避ける配慮を行ってください。

<添付資料>

- ・「緊急事態対策」（令和3年2月4日改定岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」（令和3年1月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）〔介護保険最新情報 Vol.908〕

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	田中	担当	多治見・各務
T E L	058-272-1111	内線 2600	
F A X	058-278-2639		